

第2回 無電柱化推進のあり方検討委員会 議事要旨

1. 日時：令和5年1月30日 15:00～17:00
2. 場所：尚友会館 7階会議室（WEB会議併用）
3. 要旨

【丹羽局長挨拶】

- 令和3年策定の無電柱化推進計画の下、関係省庁で連携して取組を進めている。無電柱化の目的は、防災、安全・快適、景観・観光があるが、昨年、台風14号によって宮崎県で大停電が発生したように、災害の激甚化が進んでおり、防災面での無電柱化がクローズアップされている。また、新たな託送料金制度が令和5年度から施行され、5年ごとに策定される事業計画に無電柱化が位置付けられることとなった。関係省庁で連携し、着実に無電柱化を進めていきたい。

本日は、新設電柱の抑制に向けた取組や既設電柱の占用制限に向けた取組についてご審議頂き、忌憚のない意見を頂戴したい。

【屋井委員長挨拶】

- 最新のAIは論文やレポートの作成も可能らしいが、そのようなAIに対して、どうすれば無電柱化が進むのか質問してみたところ、大した答えは返ってこなかった。無電柱化はそれ程難しい課題ということで、皆さんと協力して頑張っていきたい。

【質疑応答】

（1）無電柱化の推進に関する取組状況について

【資料1関係】

- 5頁において、新設電柱の用途別の割合が示されているが、7割を占める住宅開発に伴うケースについて、どういう対応が考えられるのか。（松原委員）
- 対応策の全体像については、参考資料2でお示ししている。「施工法の効率化」や「費用負担の見直し」を行うとともに、低コスト手法の導入によってコスト削減を進めていくことが重要と考えている。
（資源エネルギー庁 小川課長）
- 8頁で「宅地造成段階における水道等と同時期の無電柱化の推進」が取り上げられているが、3D化などのIT化を進め、地下空間を適切に把握・整理していけば、そもそも問題にならないと思われる。今後、地下空間をどのように管理していくのか、スキームの整理が必要ではないか。（松原委員）

- 8頁で取り上げた守谷市と杉並区の事例では、工事の支障となるような埋設物はなかったようである。他方、既存の埋設物が工事の支障になっている事例もあるので、電力としても、埋設物に関するデータの提供などの協力をしていきたいと考える。(資源エネルギー庁 小川課長)
- 18 頁について、なぜ事業者は太陽光発電設備を分割してきたのか、分割を規制することによって何か支障が生じないのか。(二村委員)
- 太陽光発電設備を分割することで電気事業法の保安規制を回避し、コストを減らそうとする事業者がみられたが、このことはエネルギー政策の観点からも問題視されていた。今般、無電柱化にとっても問題があるということで、電気事業法施行規則の改正を行った次第である。
(資源エネルギー庁 小川課長)
- 23 頁について、総投資額が 2,729 億円とのことであるが、この投資額は決定事項なのか。(鈴木委員)
- レベニューキャップ制度は、今後5年間の費用を見通して料金を決める制度である。23 頁の表は、無電柱化の目標距離を達成するために要する費用を整理したものであり、いつ・どこで・どの程度の無電柱化を実施するかは事業者の投資判断となるため、確定した数値というわけではない。
(資源エネルギー庁 小川課長)
- 23 頁について、電力レジリエンス強化の観点から今後5年間で約 200km の無電柱化を行うとのことだが、その先の将来展望として、電力レジリエンス強化のための無電柱化がどれだけ必要となるのか、規模感を伺いたい。
(屋井委員長)
- 電力レジリエンスに伴う無電柱化について、プライオリティ付けを行い、まずは重要施設周辺から行うこととなった。将来的にどれだけの規模を無電柱化していくかは、費用負担との兼ね合いで決まるところがあり、また、電気料金にも影響するため、全ての需要家が納得できるように進めていかなければならないと考えている。(資源エネルギー庁 小川課長)
- 8 頁について、ガス管等の整備を行う際に電線管理も整備するとのことであるが、これは事業者間の連携を進める仕組みを考えるとということか。
(屋井委員長)

- 実際にはプランナーやデベロッパーが間に入って連携していく形になると思われる。(資源エネルギー庁 干臺補佐)

【資料2 関連】

- 無電柱化の推進のため、通信事業についても電力事業と同様に、基本料金の中に無電柱化に要するコストを上乗せする制度を設けることはできないのか。(鈴木委員)

- 情報通信分野において、サービス利用者から広く料金を徴収する等コスト負担いただいている事例として、電話料金のユニバーサルサービス料があげられるが、鈴木委員がご指摘の無電柱化に要する費用をサービス価格に上乗せすることについて、現段階で議論には至っていない。特に NTT を始めとした通信料金に関しては、場合によっては法整備も要するため、現時点では難しいと考えている。(総務省 佐藤室長)

- 光ファイバーの地中化に下水道管を活用することについて、かなり前から話を聞いているものの、なかなか進んでいないようであるが、下水道管が老朽化し、更新が必要になったタイミングで地中化を進めれば良いのではないか。(小幡委員)

- まずは下水道管を利用した光ファイバーの敷設に支障がないことを検証していく必要があると考えており、実証的なことをやってみて、問題があるのかないのかを把握したい。そのうえで、手法が確立したら、こういう手法もあると周知・啓発していきたい。(総務省 佐藤室長)

- 本資料は主に NTT の取組を取り上げていると思われるが、ケーブルテレビに関する取組はどうなっているのか。(屋井委員長)

- 今回の資料は NTT の取組を対象としているが、今後は、ケーブルテレビ連盟とも相談しながら、可能なものはお示していきたい。(総務省 佐藤室長)

【資料3 関連】

- 2頁で「無電柱化まちづくり促進事業」の活用事例が取り上げられているが、補助制度が出来てから計画された、というわけではないだろう。どのようなプロセスでこのような事例が出て来たのか。(二村委員)

- 令和4年度に制度を創設し、自治体に周知したところ、当該事例に係る要望があり、その案件に対し補助金の交付を決定した次第である。
(都市局 峰寄企画専門官)

- 事業者規模によって補助率が分かれているが、より有利な補助率の適用を受けるため、事業を分割して小規模化するといった事態は想定されないか。(二村委員)
- 開発事業の規模が小さいと、スケールメリットが働かなくなるため、補助率を引き上げている。事業を分割してしまうと、スケールメリットが働かなくなり、事業の採算性が悪化するので、補助率アップのために事業が分割される可能性は低いと考えている。制度を運用しながら、制度に課題がないか確認していきたい。(都市局 峰寄企画専門官)
- 「無電柱化まちづくり促進事業」について、財源の規模感や展望はどの程度のものか。(屋井委員長)
- 今年度実施するのは東京都内のみだが、活用している地域が増えてきたら、それに応じてしっかり予算も確保に努めていきたい。また、本制度を活用してもらえるよう、周知にも努めていきたい。(都市局 峰寄企画専門官)
- 2頁の東京都の事例について、これらは元々無電柱化を予定していたのか。それとも「無電柱化まちづくり促進事業」制度があったから、無電柱化が行われたのか。(二村委員)
- 無電柱化の計画自体は元々あったと思われるが、後押しになった部分もあると思われる。今後は、本制度があるから無電柱化を計画したという事例を増やしていきたい。(都市局 峰寄企画専門官)
- 今回の資料には巣鴨とげぬき地蔵周辺の無電柱化事業が取り上げられていないが、今後の実施箇所なのか。(池上委員)
- 委員ご指摘の事業は道路事業として実施中であり、しっかり進めていきたい。(道路局 宮本調整官)

【資料4 関連】

- 6、7頁について、令和元年9月の手引きでは「技術的困難と認められる場所以外」とあったのが、新たなガイドラインでは「郊外の緊急輸送道路等」と場所が特定されているように感じた。郊外ではなく、緊急輸送道路でもないような所で、市街地化の可能性がある場合に、管路を埋設できなくなるおそれはないか。「等」にはどこまで含まれるのか。(天野委員)

- まずは緊急輸送道路を対象にしたいと考えている。市街地であれば従来の電線共同溝方式で対応可能であると認識している。従来は電線共同溝方式の対象とならなかったような場所について、現在は需要がないものの宅地化の可能性がある場合において、緊急輸送道路に限定して制度を運用していきたいと考えている。(道路局 宮本調整官)
- 8頁の「自治体職員に向けたガイドライン」について、場合によってはあまり安くないことも考えられるので、会計検査に引っかからないような書きぶりに工夫してあげる必要があると思われる。(天野委員)
- ご指摘を踏まえ、地方自治体の皆様が困らないように、ガイドラインを充実させて参りたい。(道路局 宮本調整官)
- 5頁について、沿道民地の届出・勧告制度は、電柱の新設に対する制度という理解で良いか。(小幡委員)
- 委員ご指摘のとおり、沿道民地の届出・勧告制度は、新設電柱を対象とした制度である。(道路局 宮本調整官)
- 本制度は無電柱化ではないが、道路閉塞を防止するという観点から、電柱の位置を調整するというものか。(小幡委員)
- 道路上は無電柱化できているが、沿道民地にある電柱が道路閉塞を起こす可能性がある場合に、本制度が適用される。まずは道路閉塞によって緊急車両の通行が妨げられるような箇所から取組を進めていきたい。(道路局 宮本調整官)
- 行政法的に勧告には強制力がないが、電線管理者の多くは勧告に従うという感触で制度を創設したのか。(小幡委員)
- 委員ご指摘のとおり、確かに強制力はないが、道路法第44条の2に基づく勧告なので、各事業者が法律の趣旨を考慮すれば、十分に効果を発揮し得ると考えている。(道路局 宮本調整官)
- 18頁の「既存ストックの活用」について、取り上げられている事例では古い側溝を地中化のために活用しているようだが、別に新設しているようなので、詳細をご教示頂きたい。(二村委員)

- 本事例については、津波で被災した国道の早期復旧のため、官民境界部分にあった側溝を小型ボックスとして活用し、その代わりに歩道部分に新たな側溝を設置して排水機能を持たせたという経緯である。
(道路局 宮本調整官)
- 「多様な整備手法の活用」について、11 頁の単独地中化に関する事例（沖縄県竹富町）では、費用負担の実態はどのようなものなのか。また、12 頁の裏配線に関する事例（香川県高松市）では、実際にどのような費用負担が行われたのか。（屋井委員長）
- 無電柱化推進法は単独地中化へのシフトを掲げている。補助事業が拡大するとその理想から離れてしまうので、費用負担の内訳は重要である。竹富町は需要密度が低いと考えられるが、単独地中化を行っている特段の事情があるのであれば、明らかにされたい。単独地中化の推進スキームを検討していくうえで参考になるのではないか。（松原委員）
- 11 頁の事例については、観光地域振興無電柱化事業を活用し、電線管理者の単独地中化を支援しているため、事業費の3分の2が補助されている。また、12 頁の事例については、裏配線に要した費用の全額を四国電力が負担したと認識している。（道路局 宮本調整官）
- 7 頁に記載いただいた新たな施策について、この資料には記載は無いが、将来需要が見込まれるか否かによって、費用負担者が変わることが、ガイドラインで整理されると聞いている。将来整備時の足枷にならないよう、その需要想定に関するルール作りが必要だと考えており今後検討いただきたい。また、想定外の大規模開発がなされた場合等においては、当該一般送配電事業者の負担が増大することになるため、費用負担の回収についても検討をお願いしたい。（送配協 菅部長）

(2) 既設電柱の占用制限に向けた取組について（資料5）

- 災害が激甚化する中で我が国のレジリエンス強化は一層重要である。既設電柱に関しては、事業者が主体的にあるいは積極的に進めていくことが当然必要となる。今日出席いただいている事業者から、ご意見等あればお願いします。（屋井委員長）
- 昨今の災害激甚化を踏まえ、レジリエンス強化の観点から重要度の高い緊急輸送道路の無電柱化について優先的に取り組んでいく所存。コメントは2点。11頁に単独地中化とあるが、無電柱化推進計画でも防災・強靱化目的の無電柱化は道路管理者が主体的に実施すると整理されている通り、複数事業者が存在する場合には電線共同溝法方式が社会コストを最小化する合理的な手法であり、引き続き道路管理者の協力をお願いしたい。7頁の既設電柱占用制限導入計画策定時には、ブロック協議会での路線計画とセットで考える必要がある。自治体も電線管理者も限られたリソースの中で防災・強靱化を図る必要があり、現状の無電柱化推進計画での路線も含めてブロック協議会で優先順位付けしていくべき。撤去期間は地域住民理解が得られず10年超も想定されるので柔軟性を考慮いただきたい。（送配協 菅部長）
- 送配電網協議会と同様に無電柱化推進に向けて検討していきたい。コメントは2点。1点目は、防災・強靱化のために実施する無電柱化であり、社会コストを最小化する観点からも電線共同溝方式が最も合理的であるため、引き続き道路管理者の皆様のご協力をお願いしたい。2点目は、仮に単独地中化を検討されている場合、想定されている規模感等あれば教えてほしい。（日本電信電話 後藤室長）
- ケーブルテレビのほとんどの事業者は電柱管理者から電柱を借りてケーブルを敷設している。電柱管理者と歩調を合わせていきたい。しかしながら、ケーブルテレビ事業者の規模は大中小あるため、無電柱化に際しては、道路管理者からのご支援もお願いしたい。（日本ケーブルテレビ連盟 角田参事）
- 7頁について、緊急輸送道路には国道だけでなく、自治体の管理する道路もあるが、今後は地区協議会でどのように議論を進めていくのか。（松原委員）
- 無電柱化は全プレイヤーが協力して実施することが重要であるが、地区協議会（地方ブロック協議会及び都道府県部会）には電線管理者が含まれているのか。（鈴置委員）

- 無電柱化は公益性が高いので、撤去期間を最大 10 年とし、原則として補償を要しないことは妥当であると考えられる。今後は、優先順位の決め方や、合意した所からどの様に進めていくかといった、プロセスが重要になると思われる。(小幡委員)

- 1 頁で無電柱化推進法第 11 条に触れているが、同条には「災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため」とある。「防災」や「安全・円滑な交通の確保」と同様、「良好な景観形成」も道路法第 37 条の対象に加えてほしい。(天野委員)

- 地区協議会(地方ブロック協議会及び都道府県部会)をぜひ有効に活用してほしい。当該協議会において、従来の共同溝方式にとどまらない多様な整備手法について議論し、様々な整備手法が広がっていくと良いのではないか。また、協議会の決定は、電気料金への影響など住民生活にも大きく関わってくるものなので、ブラックボックスとならないよう、有識者の参加や審議結果の公表など、できる限りオープンにしていくことが望ましいと思われる。(屋井委員長)

- 地区協議会について補足すると、都道府県部会は都道府県ごとに設置され、国や地方自治体の道路管理者、経産省・総務省の出先機関、電線管理者等の事業者などから構成される。ブロック協議会は、地区協議会を地方整備局の管轄ブロックごとに束ねたものであり、方針の決定や都道府県部会の決定の取りまとめなどを行っている。ご指摘を踏まえ、有識者の参加や審議結果の公表について、検討して参りたい。(道路局 宮本調整官)

以 上